

農業委員会だより



2023.11 No.37



目次

- 農業委員会活動情報 2
- 農業委員、農地利用最適化推進委員募集 3
- 農業委員、農地利用最適化推進委員の
おもな仕事について 4
- 農地転用Q & A 5
- 令和6年度分軽油引取税免税証(農業用)
交付申請(仮)の受付について
- 最低賃金改定(一般農作業料金)の
お知らせ 6
- 農業者年金(受給者向け)のお知らせ
- 編集後記

～おいしいトマトつくっています！～

うだるような暑さが続く9月上旬、十文字町二ツ橋にあるハウスでは、就農7年目の黒澤宏嘉さんがトマトの収穫に励んでいました。

ハウスには青々としたトマトがたくさん実っており、青い実で収穫するのが最適だと話す黒澤さん。店頭にはちょうど赤くなるように、少し色づき始めたトマトを6月下旬から10月上旬までの間毎日収穫しています。昨年の長雨や、今年の猛暑による干ばつと続き、トマトの収量にも影響は出ていますが、果敢に挑む強気な姿勢に感動しました。

今は都会で暮らしていた時に比べ、家族と一緒に過ごせる時間が増え、仲間も沢山できて充実している、と笑顔で語る黒澤さんに、頑張っておいしいトマトをつくってね、とエールを送りながら取材を終えました。

広報・食農推進委員 佐藤 真志子

活動報告

農業技術研修生・修了生と意見交換会を開催しました。

8月28日、市園芸振興拠点センターを会場に、「よこて農業創生大 学校」にて研修を行っている農業技術研修生3名、就農3年目の修了生2名と、農業委員他合計10名が意見交換会を開催しました。

この取り組みは、令和4年度より始まり、今回で2回目となります。来春就農を迎える研修生が現在抱えている悩みや不安に対して、修了生の先輩やベテランの農業委員からは



意見交換では意欲的な研修生の取組みをサポートしました

的確なアドバイスを送り、今後の営農計画の一助となる場として行っております。

今年の意見交換会では、出荷時期をずらすことによる労力の違いや農業を廃業した方の資材を新規就農したい方が求めやすい情報ツールの在り方、直売やSNSを使った販売手法の経験談などが挙げられました。

今後の農政の充実した支援を行うため、農業委員会では引き続き、研修生を含めた就農者へのサポートに取り組んでまいります。

農地パトロールを行いました

7月1日から15日をパトロール強化期間と定め、市内全地域の農地パトロールを実施しました。

農業委員会では、毎年荒廃の程度が判別しやすい夏期に、農業委員、農地利用最適化推進委員が担当する地域を巡回しています。

適正に管理されていないと判断した農地については、利用意向調査を行い、今後の農地利用や管理方法について回答をいただきますので、通知を受け取られた方は、調査にご協力くださいますようお願いいたします。

(農地所有者の方へのお願い)

農地が適正に管理されず雑草が繁茂していると、病害虫の発生等によ

地目変更のご相談

自然災害による土砂の流入や長年の耕作放棄の結果、雑草が生い茂るなど、農地として使うことが困難になった農地はありませんか？再生利用困難と判断された場合、「非農地」として土地の地目変更ができます。

まずは最寄りの農業委員、農地利用最適化推進委員または農業委員会事務局へご相談ください。



再生利用が困難か調査を行いました

り、近隣の農地や住民に大変迷惑がかけられますので、農地を所有する方は、適正な管理をお願いいたします。

農地改良をするには事前にご相談ください

農地改良とは、「農地の所有者または耕作者が、農地の保全または利用の増進といった農業経営の改善を目的として行う、盛り土、切り土、掘削、その他農地などの転用に当たらない形質変更を伴う行為」のことを言います。具体的には、水はけの悪い農地に土を入れて利用価値を高めたり、田から畑へ転換する行為などが農地改良に当たります。

建設残土などの処分を目的とした農地への土砂などの搬入は、農地改良には該当しません。必ず農地転用（一時転用）の許可を得る必要があります。

農地改良を行いたい場合は、**工事着工の1か月前までに「農地改良届」を提出する必要があります**ので、最寄りの農業委員、農地利用最適化推進委員または農業委員会事務局へ必ず事前にご相談ください。

ページ番号：1005459



農業委員・農地利用最適化推進委員の募集について

令和6年3月に農業委員及び農地利用最適化推進委員の任期が満了することに伴い、それぞれ次期委員の募集を行っています。

ページ番号：1005455



◆農業委員（市長が任命）

活動の範囲	横手市全域
主な職務内容	毎月の総会に出席し、農地法等に基づく農地の権利移動や転用に係る許可等について審議し、決定などを行います。また、農地利用最適化推進委員と連携し、遊休農地の発生防止・解消のための農地パトロール等の現場活動や農地の違反転用の防止・解消などの指導を行います。 活動内容を月ごとに記録し、提出する必要があります。
任期	令和6年4月1日～令和9年3月31日
報酬（月額）	41,000円
募集人数	24名
資格要件	農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる方 ★市内に住所を有する方（ただし、農業委員については、市外に住所を有していても、市内に農地を所有し経営を行っている方は推薦を受ける、または応募することができます。） ★次のいずれかに該当する方は除きます。 ・法令により兼職が禁止されている方や公務遂行上適当と認められない方 ・暴力団若しくは暴力団員またはこれらと密接な関係を有する方

◆農地利用最適化推進委員（農業委員会が委嘱）

活動の範囲	担当地域																								
主な職務内容	農業委員と連携して、遊休農地の発生防止・解消のための農地パトロールや担い手への農地集積を推進するための農地の貸し手・借り手の掘り起こしなど、主に地域に密着した現場活動を行います。 活動内容を月ごとに記録し、提出する必要があります。																								
任期	委嘱日～令和9年3月31日																								
報酬（月額）	35,000円																								
募集人数	23名（地域ごとに人数あり） <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域名</th> <th>募集人数</th> <th>地域名</th> <th>募集人数</th> <th>地域名</th> <th>募集人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>横手</td> <td>3</td> <td>雄物川</td> <td>4</td> <td>山内</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>増田</td> <td>3</td> <td>大森</td> <td>4</td> <td>大雄</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>平鹿</td> <td>3</td> <td>十文字</td> <td>2</td> <td>総数</td> <td>23人</td> </tr> </tbody> </table>	地域名	募集人数	地域名	募集人数	地域名	募集人数	横手	3	雄物川	4	山内	2	増田	3	大森	4	大雄	2	平鹿	3	十文字	2	総数	23人
地域名	募集人数	地域名	募集人数	地域名	募集人数																				
横手	3	雄物川	4	山内	2																				
増田	3	大森	4	大雄	2																				
平鹿	3	十文字	2	総数	23人																				
資格要件(必須)	農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有し、担当する区域において、そのための活動ができる方																								

◎応募方法及び提出先◎

応募方法	募集要項をご確認の上応募書類に必要事項を記入し、下記の提出場所へご提出ください。（推薦と自薦有り） ※応募書類及び募集要項は、横手市農業振興課、農業委員会事務局、または各地域課農業委員会担当窓口にあります。また、ホームページからもダウンロードできます。			
提出先	○持参の場合は、「農業委員会事務局」及び「最寄りの地域課農業委員会担当」窓口まで ○郵送の場合は、「〒013-8601 横手市条里一丁目1番64号 横手市農業委員会事務局」宛			
募集締切日	令和5年11月28日（火）午後5時 必着			
問合せ先	農業振興課農業政策係	0182-32-2112	十文字地域課産業建設係	0182-42-5119
	増田地域課産業建設係	0182-45-5515	山内地域課産業建設係	0182-53-2934
	平鹿地域課産業建設係	0182-24-1118	大雄地域課産業建設係	0182-52-2111
	雄物川地域課産業建設係	0182-22-2187	農業委員会事務局	0182-35-2172
	大森地域課産業建設係	0182-26-2116		

農業委員、農地利用最適化推進委員のおもな仕事のご紹介

①許認可

農業委員は、農地の売買や賃貸借、転用や現況判断等の許認可を行うため、毎月開催される総会で多くの申請内容を審議しています。

農地利用最適化推進委員は、農業委員会からの要請に応じ総会に出席し、担当する地域の意見を申述べ、審議内容に加味されます。



総会では多くの申請内容を審議します

②現場活動

農業委員と農地利用最適化推進委員は双方連携しながら農地の適正管理、違反転用や遊休農地の発生防止・解消のため、農地パトロール等の現場活動を行っています。



農地の適正な管理等目的に現場を見回ります

③資質向上

農業委員及び農地利用最適化推進委員は、地域農業者の代表として、知識の向上にも取り組んでいます。農業者はもちろん、一般の方からの農地の相談に対応するための研修や、農業者との交流の場を設ける等、地域農業の発展に努めています。



委員の資質向上を目的に随時研修を行っています

④地域計画策定

農業委員及び農地利用最適化推進委員は、地域計画の策定に向け、各地域での話し合いにおける中心的な役割や、将来の農地利用に向けた意向確認や目標地図作成のための役割を担います。



地域での話し合いをサポートします

このほか、全ての農業委員、農地利用最適化推進委員が毎月どのような活動をしたのか、月ごとに活動内容を記録し、農地等に係る情報共有に取り組んでいます。

人・農地プランから地域計画へ

農地を維持し、耕作地が点在している農地の集約(集約化)や農業従事者の確保等を目指す「農業経営基盤強化促進法等」の改正法が令和5年4月に施行されました。高齢化や人口減少による農業者の減少や耕作放棄地の増加などが懸念される中、これまでは人と農地の問題を解決するため「人・農地プラン」を策定してきましたが、10年後に目指すべき将来に向けて農地1筆ごとの耕作者を特定した「目標地図」を含む「地域計画」を令和7年3月末までに策定することとなります。

「目標地図」は、アンケートや聞き取り等により収集した農地の貸し手・借り手の意向と、将来の借り手をイメージとして地図に表示するものです。

なお、この目標地図は、貸し借り等の権利を確約するものではありません。

◆地域計画に関するお問い合わせ：農業振興課(電話：0182-32-2112)
農業委員会事務局(電話：0182-35-2172)

農地転用Q&A

Q1 農地転用とは？

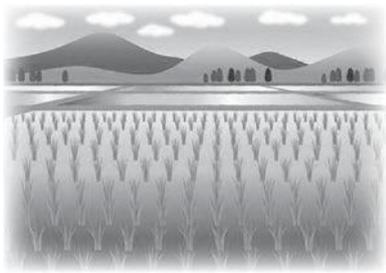
- A1** 農地転用とは、「農地を農地以外のものにする」こと。つまり、農地に区画形質の変更を加えて住宅、店舗、倉庫、駐車場、資材置場などの用地に転換することを言います。

Q2 農地転用には、なぜ許可が必要か？

- A2** 農地は、農業生産の基盤であり、地域における貴重で限られた資源です。農業者の地位の安定と国内の農業生産の増大を図り、食料の安定供給を確保するため、農地の利用関係を調整する必要があります。この目的のため、農地転用は一定の規制を行う必要があります。このため、**許可制**となっています。

Q3 一時的な農地転用は？

- A3** 農地を一時的な（3年以内）資材置場、工事期間中の現場事務所、仮設道路などとして利用する場合も転用に当たりますので、許可が必要です。



※農地転用を行うと、所有する農地の面積が減少することになります。農業者年金（経営移譲年金）を受給している方は、受給資格や受給額に影響する場合がありますので、事前に、農業委員会事務局までお問い合わせください。

Q4 農業用施設用地として転用する場合には？

- A4** 自分が所有する農地に面積 **2a未満**（建物本体だけでなく、周囲の舗装部分等も含めての面積）の農業用施設を設置する場合は、**転用申請は不要ですが、届出をお願いします。**
面積 **2a以上**の場合や、面積を問わず他者の農地を買受・賃借等して農業用施設を設置する場合は、**転用申請が必要です。**

Q5 「農振農用地区域」とは？

- A5** 全国の市町村では、農業振興を図っていく地域を「農振農用地区域」として指定しています。農地転用の申請をする前に、申請地が区域内か区域外かを、**農業振興課（Tel 0182-32-2112）**へお問い合わせください。区域内の場合は、農地転用の申請前に別途手続きが必要です。

オンライン農振農用地照会申請
ページID：1008508



Q6 許可なく転用した場合は？

- A6** 許可なく転用した場合や、転用許可を受けた事業計画どおりに転用していない場合等は農地法違反となり、工事の中止や原状回復等の命令がされる場合があります。罰則（懲役・罰金）が課せられることもあります。

令和6年度分軽油引取税免税証（農業用）交付申請（仮）の受付について

農業用免税軽油制度は、法律上令和6年3月31日で終了することになっていますが、制度が継続された場合に対応するため、横手市の農業用軽油引取税免税証の交付申請の受付は、下記の日程で行われます。

地域	受付日	会場	会場
平鹿・増田	令和5年11月20日(月)	条里南庁舎講堂	①午前10時～ 午前11時30分
横手・山内・十文字	令和5年11月21日(火)		
大森・大雄	令和5年12月11日(月)	雄物川コミュニティセンターホール	②午後1時～ 午後2時30分
雄物川	令和5年12月12日(火)		

<問い合わせ先> 秋田県総合県税事務所 課税部 課税第二課 【電話】018-860-3341
※条里南庁舎向い防雪センター駐車場は現在使用制限中につき、駐車可能台数に限りがあります。

10月1日から一般農作業賃金が変わりました

令和5年10月1日から、秋田県の最低賃金が1時間当たり897円に改正になりました。横手市農作業標準料金表を基に作業賃金を決めている場合は、令和5年度一般農作業賃金が1時間当たり863円から897円に変わりましたのでご注意ください。

【参照】 横手市農作業標準料金表(ページ番号:1008959)



◎農業者年金の受給開始時期を選択することができます

農業者老齢年金

(昭和32年4月2日以降に生まれた方が対象)
65歳以上75歳未満の間で、受給開始時期を選択することができます。

どちらも対象者には農業者年金基金より通知が届きます。裁定請求をお忘れなくお手続きください。



特例付加年金

(昭和32年4月2日以降に生まれた方が対象)
特例付加年金の支給要件を満たしていれば、いつでも受給開始時期を選択することができます。農業者老齢年金とは異なり、受給開始年齢の上限はありません。

ご本人のタイミングで請求が可能です。

【特例付加年金の支給要件】

- ①60歳に達した日の前日において20年以上の保険料納付済期間等を有していること
- ②農業を営む者でなくなったこと(経営継承)
- ③65歳に達したこと

◎農業者年金受給権者の皆さんへ

◆以下の予定がある場合は、農業委員会事務局または最寄りの地域課農業委員会担当へご相談をお願いします。

- 経営移譲した農地(受給者名義)を転用する・売る・貸す・贈与する等
- 経営移譲年金受給者の名義で、農地を買う・借りる・相続や贈与を受ける等
- 経営移譲を受けた後継者が転出またはお亡くなりになった時
- 農業を営む法人(農地所有適格法人等)の構成員(組合員、社員または株主)となった場合
※支給停止事由に該当する場合がありますので、事前にご相談ください。

◆このような場合は、最寄りのJAへ手続きをお願いします。

- 住所や氏名を変更 ○年金の受取口座を変更 ○年金を受給している方が亡くなられた時

問合せ 横手市農業委員会事務局 ☎0182-35-2172

独立行政法人農業者年金基金 <https://www.nounen.go.jp/> ☎03-3502-3199(相談員)

広報・食農推進委員会

委員長
副委員長

千	佐	高	高	堀	菅	佐	木
葉	藤	橋	瀬	江	原	藤	村
	真	正	俊	一	一	由	
肇	志	也	作	彦	郎	美	子

広報・食農推進委員
菅原 一太郎

今年からは肥料や生産資材、燃料の高騰から始まり、梅雨明け後の集中豪雨、8月は月の平均気温が35度という記録的な猛暑日が続きました。私はというと、エアコンの効いた部屋で昼寝：これほど昼寝ができた年はなかったように思います。田圃に行つても出会うのはサギと篤農家が数人いるだけの日々でした。

この異常気象による農産物の収入減が危惧されていますが、来年で以降も同じような気候変動がありそうだと。それでも前向きに各農家それぞれが営農計画を立て準備していますが、今年の特異な経験を参考に対策を講じ、収入増となることを願うばかりです。

じつと手を見るとという結末にならないように。

編集後記